

# 電波監理審議会 有効利用評価部会（第43回） 議事録

## 1 日時

令和7年3月21日（金） 15：00～16：30

## 2 場所

Web会議による開催

## 3 出席者（敬称略）

### (1) 電波監理審議会委員

西村 暢史（部会長）、笹瀬 巖（部会長代理）

### (2) 電波監理審議会特別委員

池永 全志、石山 和志、眞田 幸俊、中野 美由紀、若林 亜理砂

### (3) 総務省

（総合通信基盤局）

荻原 直彦（電波部長）

中村 裕治（電波部電波政策課長）

岸 洋佑（電波部電波政策課企画官）

伊藤 健（電波部電波政策課課長補佐）

中川 拓哉（電波部基幹・衛星移動通信課重要無線室長）

吉野 哲也（電波部基幹・衛星移動通信課重要無線室課長補佐）

### (4) 事務局

吉田 恭子（総合通信基盤局総務課長）

宮良 理菜（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

# 目 次

1. 開	会	1
2. 議	事	
	(1) 部会長の選任及び部会長代理の指名	1
	(2) 令和6年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz以下の周波数帯）の調査結果	3
	(3) 令和6年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果	15
	(4) 電波法及び放送法の一部を改正する法律案	26
	(5) 有効利用評価の進め方	39
3. 閉	会	42

## 開 会

○笹瀬代理 それでは、定刻となりましたので、ただいまから電波監理審議会有効利用評価部会の第43回の会合を開催いたします。林部会長が任期満了を迎えられたことによりまして部会長が不在となっておりますため、本日は部会長の選任までの間、部会長代理の私が議事の進行をさせていただきます。

本日の部会は、構成員各位のスケジュールの状況等を踏まえまして、ウェブによる開催とさせていただきます。

本日は、まず特別委員の皆様方への御報告でございますけれども、さきの3月7日に開催されました電波監理審議会におきまして、電波監理審議会令第2条第2項に基づきまして、西村委員が有効利用評価部会に所属する電波監理審議会委員として指名されましたことを御報告いたします。本日の有効利用評価部会につきましては、電波監理審議会委員の西村委員と私、両名が出席しておりますので、電波監理審議会令第3条に基づきまして、定足数を満足しております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

## 議 事

### (1) 部会長の選任及び部会長代理の指名

○笹瀬代理 まず、議事の1につきまして、部会長の選任及び部会長代理の指名を行いたいと思います。

部会長につきましては、電波監理審議会令第2条第3項の規定に基づきまし

て、部会に属する電波監理審議会委員の互選により選任することとなっております。

私といたしましては、西村委員に部会長をお願いできればと思いますけれども、西村委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○西村委員 西村でございます。僭越ではございますが、お引き受けさせていただきます。

○笹瀬代理 どうもありがとうございます。

それでは、西村委員から、一言、御挨拶も改めましてお願いできればと思います。

よろしく申し上げます。

○西村部会長 分かりました。

改めまして、西村でございます。ただいま部会長に選出いただきましたので、僭越ながら、一言、御挨拶を申し上げたいと思います。

改めまして、このたびはこのような重責を担うことになりまして、身の引き締まる思いでございます。これまで重責を担ってこられた林前部会長の議事運営と同様に、これからも円滑、公正、中立、熟議の観点から議事進行に努めてまいりたいと存じます。

笹瀬委員、特別委員の先生方、そして事務局の皆様方におかれましては、今後とも御指導と御高配をお願いする次第でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。

それでは、この後の議事進行に関しましては、西村部会長からよろしく願います。

○西村部会長 承りました。

それでは、続きまして部会長代理の指名を行いたいと思います。

部会長代理は、電波監理審議会令第2条第5項の規定に基づきまして、部会に属する委員のうちから部会長が指名することになっておりますので、私から指名させていただきたいと思っております。

部会長代理は引き続き、笹瀬委員にお願いしたいと思っておりますが、笹瀬委員、お願いできますでしょうか。

○笹瀬代理 お引き受けさせていただきます。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○西村部会長 笹瀬先生、ありがとうございます。

笹瀬先生におかれましては、今後とも部会長代理として御指導いただきますようお願い申し上げます。

それでは、次の議事（2）から（4）までは総務省からの報告を予定しておりますので、事務局におかれましては、総務省関係者の皆様に入室するよう連絡をお願い申し上げます。

○宮良幹事 事務局でございます。承知いたしました。

それでは、入室まで少々お待ちいただけますようお願いいたします。

お待たせしております。事務局でございますが、総務省関係者の入室を確認いたしましたので、西村部会長におかれましては議事の再開をお願い申し上げます。

○西村部会長 承りました。

（2）令和6年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz以下の周波数帯）の調査結果

○西村部会長 それでは、議事を再開いたします。

議事の（2）令和6年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714M

H z 以下の周波数帯) の調査結果につきましては、3月7日開催の電波監理審議会におきまして総務省から報告がございましたところ、本部会においても御報告をお願いしたいと思っております。

それでは、総務省の中村電波政策課長より御説明をお願いいたします。

○中村課長 それでは、報告事項ということで、令和6年度の電波の利用状況調査の結果につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、資料の2ページ目、目次がございますが、御覧いただければと思います。非常に大部になってございますが、詳細な内容につきましては、この中で別冊ということで、それぞれ重点調査、周波数区分ごとの調査結果、あるいは総合通信局ごとの結果ということでまとめてございますので、適宜御参照いただければと思います。今回の御報告では、19ページ目までの概要資料に基づきまして御説明をさせていただければと思います。

それでは、早速でございますが、4ページ目を御覧いただければと思います。

まず、今回の調査対象でございます。令和6年度ですが、714MHz以下の周波数が対象となっております。携帯電話・全国BWAの調査、あるいは公共業務用無線局の調査に関しましては、この調査とは別枠での調査をさせていただいております。

今回の調査の対象でございますが、無線局の数といたしましては、昨年4月1日時点で約395万7,000局、それから、免許人の数といたしましては約140万1,000者となっております。

調査の方法でございますが、総務省におけます無線局のデータベースでございます、PARTNERを使った調査、あるいは免許人の方々にお答えをいただく調査票調査、それから、実際の電波の発射状況などの調査を行います発射状況調査により調査を行ったところでございます。

その次の5ページ目、御覧いただければと思います。

調査のスケジュールでございます。昨年の4月1日を調査の基準日といたしまして、昨年の8月末を期限といたしまして免許人の方々から調査票を回収いたしました。発射状況調査につきましては、昨年の11月頃から12月頃にかけて実際に実施をした上で調査結果を取りまとめたところでございます。

それでは、8ページ目から、実際に重点調査の結果のポイントについて御説明をさせていただければと思います。

9ページ目、お願いいたします。

令和6年度の調査におきましては、昨今の自然災害の増加といった背景もございまして、重点調査の対象システムといたしましては都道府県におけます防災行政無線、これはアナログ方式とデジタル方式の両方ございまして、これを選定したところでございます。都道府県の防災行政無線につきましては、都道府県と出先機関ですとか、あるいは市町村といった機関との間で、災害発生時におけます情報収集ですとか情報の伝達を行うために利用されてございます。ページの下のほうにございまして、無線局の数といたしましては、アナログ・デジタル方式、両方ともに、前回の令和4年度の調査から減少傾向にあるということございまして、この分析につきましては後ほど申し上げたいと思いません。

年間の電波の発射日数でございますが、1日から30日、あるいは366日といった回答が多くあったところでございます。この366日、毎日使っているということにつきましては、固定系のシステムですとか、あるいは移動系の中でもデジタル方式につきましては、ほぼ毎日使っているといった調査結果でございます。一方、1日から30日といった回答につきましては、移動系のアナログ無線が年間に大体1日から30日程度の利用であるといった結果が得られたところでございます。

また、無線局の区間距離でございますが、25kmから50km、あるいは

25 km以下といった回答が多い結果になったところでございます。実際にこの区間距離につきましては、電波の発射状況調査を通じまして、おおむね免許人の回答のとおり、電波を受信できるといったことを確認してございまして、その図をこのページ中段に掲載をさせていただいております。

それでは、10ページ目をお願いできればと思います。

上段に示してございますとおり、この都道府県防災行政無線を利用していない都道府県に対しまして、代替として利用しているシステムを調査しましたところ、その結果といたしましては、光ファイバーのような有線のシステム、あるいはLASCOMと呼んでございます地域衛星通信ネットワーク、あるいは衛星携帯電話、こういったシステムを利用しているということが分かりました。その理由といたしましては、導入コストが高いですとか、あるいは災害時、非常時の使用に優位ではないといった理由が得られたところでございます。

また、このページの中段でございしますが、アナログ方式の都道府県防災行政無線を利用していらっしゃる都道府県に対しまして、ほかのシステムへの代替可能性についてお聞きしたところ、代替する可能性が最も高いシステムといたしまして、260 MHz帯のデジタル方式という結果が得られたところでございます。

また、ページの一番下にお示しをしておりますが、現在、260 MHz帯のデジタル方式を既に利用している都道府県のうち、別のシステムに移行・代替の予定があると回答をいただいた都道府県の具体的な移行先のシステムにつきましては、公共安全モバイルシステム、あるいはIP無線のような携帯電話、それから衛星通信といった回答が得られたところでございます。

こういった結果を踏まえますと、例えば衛星を使ったシステムのように、アナログ方式の都道府県防災行政無線を使っていらっしゃる方々の移行先となり得るシステムといたしましては、必ずしもこの260 MHz帯のデジタル方式

だけではないといったことが、今回の調査によって分かってきたところでございます。

それでは、12ページ目を御覧いただければと思います。

ここから、周波数区分ごとの調査結果のポイントにつきまして御説明をいたします。714MHz以下の全部の免許人数でございますが、前回の調査から約7万5,000者減少しまして、約140万者となっております。その理由といたしましては、免許人の数として一番多いアマチュア無線が減少したことが一番大きな原因かと分析をしております。

また、無線局の数でございますが、前回の調査から約9万6,000局ほど減少しまして、約396万局となっております。この理由でございますが、アナログの簡易無線、アマチュア無線、あるいはタクシーのデジタル無線といったところが減少したことが大きく影響しているのかと思っております。次ページ以降で、この周波数帯を3つの区分に分けて分析をしております。

13ページ目を御覧いただければと思います。

まず、最初の区分といたしまして、50MHz以下の周波数帯についてでございます。この区分で無線局の数として大半を占めてございます28MHz帯、あるいはHF帯のアマチュア無線が減少していることから、この区分全体の無線局の数としても減少傾向にあるというところでございます。また、それ以外のシステムで申し上げますと、27MHz帯の船舶無線も減少しております。一方で、MF帯を使っておりますアマチュア無線については増加しているというところでございます。

このMF帯のアマチュア無線についてでございますが、この原因につきましては、令和2年4月にMF帯のうち1.9MHz帯というところで、それまではモールス符号でしか通信できませんでしたが、音声通信が新たに可能となるように帯域の拡張、このための制度改正を行ったということが増加の理由の1つ

になっているのかと我々としては考えているところでございます。

15 ページ目を御覧いただければと思います。

2 つ目の区分といたしまして、50 MHz 超 222 MHz 以下の周波数帯についてでございます。この区分で大半を占めてございます145 MHz 帯、あるいは52 MHz 帯のアマチュア無線、これが局数といたしましては減少してございますので、区分全体の局数としても減少傾向にあると考えているところでございます。

16 ページ目でございます。

この区分におけます調査票調査の結果のポイントということでお示しをしております。特に3 つ目の矢羽根の60 MHz 帯を使った市町村防災行政同報無線についてでございますが、これは従来からデジタル方式への早期移行を推進すると総務省の周波数再編アクションプランでも示してございますが、アナログ方式は実際に減少しているということでございまして、また、今後も無線局は減少予定であるといった結果も得られてございますので、アクションプランどおりにアナログの方式は減少傾向にあるのかと見てございます。

17 ページ目を御覧いただければと思います。

3 つ目の区分、222 MHz 超 714 MHz 以下の周波数帯についてでございます。この区分で申し上げますと、大半を占めてございます350 MHz 帯などのデジタルの簡易無線が増加をしている一方で、周波数の使用期限が定められてございますアナログの簡易無線ですとか、あるいは、435 MHz 帯のアマチュア無線、こういったところが大きく減少してございますので、区分全体といたしましても、やや減少傾向にあると我々としては考えているところでございます。

以上が、周波数区分ごとの御説明になります。

ここまで御報告をさせていただいた内容が調査結果のポイントとなっております

います。今後、この部会におきましては、さらにこの調査結果の詳細を御説明させていただければと思います。例えば、地方局ごとの傾向ですとか、そういったことも含めて御説明をさせていただきますので、有効利用の程度の評価をよろしくお願ひできればと思います。

簡単でございますが、私からは以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○西村部会長 中村課長、どうも御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。大変恐縮ではございますが、順番にお伺ひできればと思います。

笹瀬部会長代理、よろしくお願ひいたします。

○笹瀬代理 よろしくお願ひします。中村課長、どうもありがとうございました。

1点、お伺ひしたいのですが、10ページの一番下にデジタル方式からの移行予定とあって、これは公共安全モバイルシステムやIP無線、衛星通信になりますが、前の9ページを見るとデジタル方式の減少の数がかなり多いですよ。9ページの真ん中のあたりです。260MHz帯を使ったものもかなり減っているのです、これは既にデジタルを使っている方がほかのシステムに移行しているということの意味しているのでしょうか。それとも、一番下にあるとおりこれから移行予定ですから、これから移行したいという方の理由がわかればお教えいただくと幸いです。例えば、電波が通りにくい、コストが高いなど、そういうことは何かリンクしているのでしょうかという質問です。

以上です。

○中村課長 ありがとうございます。

既にこのデジタルの防災行政無線を使っていられるユーザーのうち、一部の方々につきましては、こういった例えば衛星を使っているシステムへの移

行が始まりつつあるのかと我々としては見ているところでございます。

理由といたしましては、昨今の、スターリンクをはじめとする衛星システムの料金の低廉化がやはり進んできている。また、やはり使い勝手も非常によくなっていることが背景としてあると我々としても考えているところでございまして、やはり一定程度、こういった衛星システムを使うといった流れは進んでいくのかとも考えているところでございます。詳細につきましては、また部会のほうでも少し御説明をさせていただければと思います。

○笹瀬代理 分かりました。どうもありがとうございました。

以上です。

○西村部会長 笹瀬部会長代理、中村課長ありがとうございました。

続きまして、池永特別委員、よろしくお願ひ申し上げます。

○池永特別委員 池永です。御説明ありがとうございました。

私からは、今表示されているこの部分ですが、アナログからデジタルへの移行というのが、アナログからの移行先として260MHz帯のデジタルが示されていると思いますが、デジタルからもまた別のものに移行される方もいらっしゃるということを考えると、今、アナログの方の移行先として、260MHz帯のデジタルが本当に適切かどうかというところが若干気になっておりまして、今のアナログを使用されているところの移行先として、総務省から、どういふところに移行すべきか、どういふ選択肢があるかなどの情報を出されたりとかはあるのでしょうか。

○中村課長 ありがとうございます。

これまでは我々も、例えば周波数再編アクションプランといった中で、現在アナログのシステムを使っていたいただいている方々にはデジタルへの移行をお勧めしてきた背景がございまして、今回の調査結果も踏まえて、今後、我々もいたしましても、必ずしも移行先の選択肢としてデジタルだけではなくて、もう

少し最近の流れも踏まえて、この周波数再編アクションプランの書きぶりにつきましては工夫をしていく余地があるかとも考えているところでございます。

○池永特別委員 分かりました。そういう意味では、情報を提供する方法としては、周波数再編アクションプランの中で移行先の候補を示していく形になっているのでしょうか。

○中村課長 おっしゃるとおりでございます。

○池永特別委員 分かりました。ありがとうございます。

私からは以上です。

○西村部会長 池永特別委員、ありがとうございました。

それでは、引き続きまして石山特別委員、よろしく願いいたします。

○石山特別委員 私は13ページ、特にアマチュア無線のところでお伺いしたいのですが、アマチュア無線、いずれも局数減少傾向ですが、MF帯のところだけ4.2%増えています、そこが下のコメントのところにもございますけれども、音声通信できるように制度改正しましたということで、それがどのぐらい効いているのかを深掘りする予定はございますか。

○伊藤補佐 電波政策課の伊藤でございます。

増えているところですが、ある程度もう分析はできているかと思っております、もともと音声のみ通信できるのが第4級アマチュア無線技士で、第3級以上がモールスができると資格上なっております、これまで市販のアマチュア無線機で1.9MHz帯が搭載されていたとしても、第4級アマチュア無線技士の方はこの周波数帯を指定ができなかったのですが、制度改正によって音声通信に開放されたおかげでその分増えてきているかということにして、また、増え幅も大きな増え幅ではなく、だんだん落ち着いてきているところかというのがありますので、今のデータで十分傾向を把握できているのではないかと考えているところでございます。

○石山特別委員 この増えている分が、第4級アマチュア無線技士の方々が1.9MHz帯を使い出したからだという、そこまで細かく調べる必要もないということですかね。

○伊藤補佐 ほぼ、その理由かと考えております。

○石山特別委員 ほぼそう考えて間違いないというところですかね。

○伊藤補佐 さようでございます。

○石山特別委員 分かりました。ありがとうございます。

私からは以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

それでは、眞田特別委員、よろしくお願い申し上げます。

○眞田特別委員 10ページのところで、聞き逃しているのかもしれませんが、もう一度教えていただければと思います。デジタル無線を利用しない理由としてコストが高いというのはよく分かるのですが、災害時、非常時の使用に優位でないという理由は、どういうことを想定されているのか。

それと、恐らくデジタルではなくてほかのものを考えている、あるいはデジタル方式から衛星などに移行するというのは関連しているのかと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○西村部会長 これは中村課長、御回答いただけますでしょうか。

○中村課長 ただいま御指摘をいただきました、特に防災行政無線でデジタルを使ってない理由の中に、災害時、非常時の使用に優位ではないという回答をいただいたところでございますが、これにつきましては、恐らくエリア的な原因が1つあるかと思っているところでございます。やはりどうしても、衛星システムを使っている場合ですとか、そちらのほうが使えるエリアが広いといったことが1つあり得ると思っているところでございます。

○眞田特別委員 なるほど。分かりました。ありがとうございます。

○西村部会長 中村課長、ありがとうございました。

それでは、中野特別委員、よろしく願いいたします。

○中野特別委員 中野です。

実は、私も全く同じところをお伺いしたいと思っていたんですけども、デジタル無線の260MHz帯を利用しない理由に、導入コストが高いためというのが、多分、昨年度に引き続き出ている、この辺り、技術革新を含めても、やはり都道府県ですごく負担が高いと思わせてしまうのは、今、かなり激甚災害が続いている中であまりよろしくない傾向だと思ひまして、その辺り、何か打開策や検討されていることがあればお伺いさせていただきたいと思っております。

○中村課長 ありがとうございます。

導入コストの部分は、我々も非常に頭の痛い問題と思っております。特に最近の衛星を使ったシステム、この料金はかなり落ちてきているところが、1つ大きい話なのかなと思っております。

あと、当然、こういったシステムを導入する場合に、例えば消防庁で支援するメニューといったものもございますので、我々といたしましては、引き続き、例えば消防庁と連携をしていって、こういった支援策があり得るのか検討の余地はあろうかと思っております。

○中野特別委員 御回答どうもありがとうございます。

やはり、防災に関しては、ぜひ省庁連携で解決できるところは速やかにすることが、もちろん有効利用も大切ですが、ここだけは常にバックボーンとして動けるようにはしておいたほうが良いと思ひますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○西村部会長 どうもありがとうございました。

それでは、若林特別委員、よろしく願いいたします。

○若林特別委員 御説明ありがとうございました。

私も、関心があったのはまさにこの10ページで、皆様と同じような問題意識というのでしょうか、260MHz帯のデジタル無線への誘導がどうなのかという点でございます。

先ほど、災害時、非常時の使用に優位ではないためという内容については、把握されているところは御説明をいただいて、なるほどそういうこともあるのかなと思ったのですが、例えば、今後、この調査の対象といたしますか、調査の範囲にはないかもしれませんが、例えば、能登などのこれまで大きな激甚災害のあった地域でこういうシステムを使っているところがあれば、そういうところにヒアリングなどをして、実際どうなのかということを確認したりという御予定はありますでしょうか。あるいは、もしかしたらほかでそういうことをしているのかもしれませんが、もしありましたら教えていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○中村課長 ありがとうございます。

実は、今回の調査におきましても、石川県に対しましても実際にこの調査を行ったところでございます。実際に、石川県様のほうから頂戴した回答結果の中では、具体的に能登半島地震に関する個別具体的な記載は特になかったという状況ではございます。

他方、先生の御指摘のとおり、引き続きこういった防災系のシステムについては、きちんとアップデートをしていく必要があるかと思っておりますので、まだ具体的に我々がいつ調査をできるといった御回答をさせていただく状況ではございませんが、また機会がございましたら、こういった個別の件ですとか、個別の被災地といったところにお話を聞くですとか、そういったことも含めて少

し考えていきたいと思っております。

○若林特別委員 承知しました。どうもありがとうございます。

○西村部会長 若林特別委員、ありがとうございます。中村課長も御説明ありがとうございました。

特にこの重点調査のポイントにつきまして、私からも一言コメントさせていただければと思います。

やはり、この重点調査のところに先生方の御意見も集中していたかと思えます。だからこそ、この重点調査の意義でございますので、最後に若林特別委員からの御指摘のあったような取組につきましても、あるいは中野特別委員からもありましたとおり、多機関連携と言われているものについても、ぜひ、取組を進めていただければと思った次第でございます。

これは単なるコメントでございますので、特段、回答を求めるものではございません。ありがとうございました。

そのほか、追加の御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございませうか。もしございましたら、ミュートを外していただいて御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、本件議事は終了したいと思います。中村課長、どうもありがとうございました。

○中村課長 ありがとうございました。

### (3) 令和6年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果

○西村部会長 続きまして、議事の(3) 令和6年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果につきましても、3月7日開催の電波監理審議会におきまして総務省から報告がございましたところ、本部会においても御報告

をお願いしたいと考えております。

それでは、総務省の中川重要無線室長より御説明をお願いいたします。

○中川室長 令和6年度電波利用状況調査（公共業務用無線局）について御説明いたします。資料4-3-2-1から2-3まで3つございますけれども、主に今画面に出ております資料4-3-2-1で御説明申し上げたいと思います。

まず、4ページ目を御覧いただければと思います。

この公共業務用無線局の調査の概要になります。上から、調査の対象は、公共業務用無線局のうち、デジタル変革時代の電波政策懇談会の議論において検討対象となった国のシステムです。これは令和2年から3年にかけて実施した懇談会ですが、合計31システムございます。ほかの用途、つまり無線局の中でも無線LANであるとか、携帯電話であるとか、ほかの用途の需要が顕在化している9システムですね。そういう周波数を使用する9システムと、アナログ方式を使っている22システムで、合計31システムとなっています。

2番目の調査対象無線局については、31の免許人の方があって、そのうち無線局数約1万8,000局となっております。

調査方法は、PARTNER調査というデータベースを使った調査であるのと、あと調査票調査、これはアンケート調査ですね、こちらを実施しているということになります。

5ページはスケジュール、また、6ページは評価の事項と調査方法の対応関係です。これは通常の利用状況調査と同様になってございます。

7ページは電波利用状況調査の概要のスライドになります。本調査は毎年行うものであると書かれておりますので、御参考にしていただければと思います。

続きまして、9ページ目です。結果の総括の表になってございます。こちらですけれども、31システムと先ほど申し上げましたが、令和5年度、つまり昨年度までに対応が終了したシステムがございます。もう全て廃止してしまっ

たとか、全て周波数を移行してしまったということについてですが、こういうものは11ございましたので、31システム対象だったものから、11システム対応終了ということですので、差し引きまして20システムがこの表の中にあるということになります。

左側の列が20システムの電波利用のシステム名になってございます。その1個右が取組の方向性ということで、廃止するもの、周波数を共用するもの、デジタル化を行うものなどが並んでいるということです。その右が免許人の数で、令和5年度と6年度で、例えば1だったり2だったりということがあります。これは増減ございませんでした。令和5年度から令和6年度の調査で増減がなかったところでございます。その右の列は無線局数でございます。これも同様に令和5年度と6年度で並んでございますけれども、令和5年度と6年度で合計してみますと、この1年間で1.2%減少、231局が減じていることになります。

その取組の方向性と少し違っているところがありまして、赤枠で囲ってございますけれども、150MHz帯の防災相互波というものですが、これは令和5年度の調査と比較しまして無線局が2局増加となっております。このように、取組の方向性と異なる推移が確認できたシステムにつきましては、昨年10月に御報告させていただいた課題への対応というもので御指摘いただきましたけれども、免許人からの聞き取りを実施していくこととなります。どのような事情で増えたのかというところを分析させていただきまして、4月24日の第45回の有効利用評価部会で御説明を差し上げたいと思っております。

スライド10以降ですが、詳細、先ほど申し上げました31のシステムごとにまとめているものでございますので、適宜御参照いただければと思います。

今、画面に出ております13ページでございますが、5GHz帯気象レーダ

一、あと5GHz帯空港気象レーダー、Cバンドを使っているものですが、こちらにつきましては御指摘賜ってございまして、電子管型から固体素子型への更新の進捗状況も含めて調査の報告をいただきたいということでございます。こちらにつきましては、報告書の本誌43-2-2で記載をしております。ページ数で言うと3-3になりますが、一番下の(5)のところに固体素子型への対応状況ということで、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】の無線局26局のうち21局、また、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】の29局のうち23局が固体素子型となっているということで、御報告とさせていただいているところでございます。

説明、簡単でございますが、以上でございます。

よろしく願いいたします。

○西村部会長 中川室長、御説明ありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。こちらも順番にお伺いできればと思います。

笹瀬部会長代理、いかがでございましょうか。

○笹瀬代理 御説明どうもありがとうございます。

1点お伺いしたいのですが、今の9ページの表を見ると、デジタル化に移行するという取組の方向性、もしくは廃止もあるのですが、減っている数を見ると1.2%ということではほとんど減ってない状況だと思いますが、これに関しては、減っていない理由というのは各省庁にお聞きになっているのでしょうか。やはりコスト面の問題なのか、もしくは、そもそもそういう取組をする意識があまりないのか、そこはどうなのでしょう。

○中川室長 ありがとうございます。

幾つかの事情があるようでございまして、ある程度お聞きはさせていただいているのですが、現在分かっている状況としましては、やはり予算的などころ

が大きいかと思えます。それぞれ予算の制約がある中だという理由と、更新のタイミングがあるようでした、耐用年数の来るタイミングで予算を要求する予定であるという理由、この2つがあるのかというところでございます。その他の理由も含めまして、この1年、2年で急に大きく変わることができないということではあるようです。引き続き、分析は進めていきたいと思いますが、この1年ということで、令和5年度、6年度については1.2%にとどまったというところだと思います。

回答になっていますでしょうか。

○笹瀬代理 どうもありがとうございます。

特に周波数有効利用の観点から見て、さほど周波数を広く使ってないのであれば、アナログからデジタルに時間かけて変わっても構わないという気がするのですが、かなりたくさん周波数を使っているところでデジタル化することによって大きなメリットがあるのであれば、それは予算をつけてでも早めに切り替えるべきだと思うので、そういう観点からも御検討いただくとありがたいと思います。

以上です。

○中川室長 承知しました。ありがとうございます。

○西村部会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして池永特別委員、よろしく願いいたします。

○池永特別委員 私からは、5GHz帯のアクセスシステムのところです。これ、取組の方向性が廃止となっているのですが、先ほどの表で言いますと変化なし、12ページのところには今後3年間で増加予定という回答もありまして、これは廃止に向けた目標期間、いつ頃までにと目標期間はあるのでしょうか。

○西村部会長 それでは、室長、お答えいただけますでしょうか。

○中川室長 少々お待ちください。

○吉野補佐 総務省重要無線室で課長補佐をしております吉野と申します。

5GHz帯の無線アクセスシステムに関しましては、無線局数に上限はないところでしたが、その周波数帯に関しましては4.9GHzから5GHz帯を使っておりますが、ここにおきましては、5Gへの割当てに向けた検討を進めておりまして、昨年9月から携帯電話事業者からの申請を受け付けまして、昨年の12月にソフトバンクの開設計画に対して条件を付した上で認定を行っている状況になっております。今後、携帯電話事業者が移行費用等を負担する終了促進措置を活用した他の無線システムへの移行等を行っていくこととしておりまして、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】につきましても、同様に移行のお願いをしているところです。

3年間の無線局数の増減に関しましては、増加予定との回答をいただいております。これは昨年も少々説明させていただいたところですが、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】としては、このシステムに関しまして、廃止の必要性、我々の周波数割当ての方向性というものは御認識いただいているものの、一方で、有益なシステムであるから増やすことというふう

に検討しているということでした。

一方で、昨年の9月になりますけれども、我々、周波数割当計画というものを電波法に基づいて定めており、当該システムに関しまして、無線局を新たに申請できる期間を令和8年3月31日までとしております。なので、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】から増加予定との回答をいただいているところですが、仮にそういった新設をするということになれば、令和8年3月31日の期限までの間に増やすということになります。

さらに、周波数の使用期限につきましては、令和18年3月31日としております。それまでに、携帯電話事業者が移行費用等を負担する終了促進措置の

活用なども検討いただいた上で、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】には移行をお願いすることとなっております。

説明は以上です。

○池永特別委員 ありがとうございます。この部分はそういうことですね。分かりました。そういう期間というのは、令和18年というところが、現在使われているこの免許人1者が、廃止に向けて動く期限というふうに考えてよろしいですか。

○吉野補佐 一応、令和18年というものが、最終的にそこまでなら使うことができるというものになります。

ただし、一方で終了促進措置というものに関しましては、携帯電話事業者と今の【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】の契約が、双方合意の下に費用の負担等を行うのですが、それに基づいて2者の間で、周波数の移行期限を【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】とソフトバンクの間で設定しまして、それで移行を行っていくという形になっていきます。

○池永特別委員 分かりました。ありがとうございます。

○西村部会長 ありがとうございます。

そういたしましたら、引き続きまして、石山特別委員、よろしゅうございましょうか。

○石山特別委員 石山です。

この調査の結果、ありがとうございました。大変詳細に調査されていることがよく分かりました。

調査の内容につきましては、私からは特にコメントはないのですが、1つ、少しピントが外れてしまうかもしれませんが、9ページのところで無線局数の推移、前回令和5年度の調査と比べても、なかなかデジタル化が、進んでいる

というべきか進んでいないというべきか、あまり劇的な変化がないように私には見えませんでした。

それで、これに関してですけれども、デジタル化を推進するに当たり、それぞれの担当者に対して、デジタル化を進めるためのサポートといいますか、アドバイスといいますか、そういったものというのは、これはかなり積極的にされている状態なのでしょうか。それとも、それぞれのところでよく状況を分かっているはずだからということで、それは特に必要がないということになるのでしょうか。

○中川室長 石山先生、ありがとうございます。この辺りの必要性というところについては、そういう意味ではアンケートなどを契機としつつ、ふだん総務省からも情報発信をさせていただいており、デジタル化は周波数を有効活用できるという総務省側の理由もさることながら、やはりアナログのものが、ディスプレイというように、維持できなくなることも勘案していただいて、デジタル方式や代替可能なほかのシステムに移行していただくということについて、メリットを御説明させていただきながら、このアンケートをしていると思います。

引き続き、その辺りはもう少し、発信力を高めていかなければいけないのではないかというところの問題意識としては、おっしゃるとおりかと思いながらお聞きしました。

○石山特別委員 ありがとうございます。今回は、これ、公共業務用無線局なので、担当者はそれほど知識がないとは思わないのですが、これとはまた別の調査で、地方自治体がやっている無線なんかだと、担当者がいろんな業務を兼務して、いろんな業務を1人で担当していて、あまり知識を蓄える時間も取れなくて、それでよく分からないから現状維持でやりますというような人も多いやに、別のところから伺ったこともありますので、デジタル化推進に当たってはそういったサポートも必要なかと思ひまして、この調査等の本質とは外れ

ますが、少しだけコメントさせていただきました。

ありがとうございました。

○中川室長 ありがとうございます。調査というよりは、政策全体としてうまく回していくという意味では、おっしゃるとおりだと思います。ありがとうございます。

○西村部会長 石山特別委員、ありがとうございました。

それでは、眞田特別委員、よろしくお願いいたします。

○眞田特別委員 御説明ありがとうございました。

気象レーダー、固体素子になりつつあると思うのですが、まだ幾つか残っているところがあって、これは近々、固体素子に変わっていく予定なのでしょうか。システムの更新の時期との兼ね合いなのかなとは思っているのですが。

○中川室長 眞田委員、ありがとうございます。おっしゃるとおり、方向性としては、そちらの方向へ向かっていただいているところでもありますけれども、やはり性能の面であるとか、そういう電波の有効利用のところにもつながるという意味も含めて御理解はいただいているところですが、何分、予算的なところも含めて、全て一気にというわけにはいかないということかと考えます。

○眞田特別委員 分かりました。ありがとうございます。

○西村部会長 ありがとうございます。

それでは、中野特別委員、いかがでございましょうか。

○中野特別委員 中野です。御説明どうもありがとうございます。

9 ページの内容を見ていると、これ、どういう聞き方をすればいいのか分からないのですが、デジタル化を進めているが増減なしみたいなところの、やはりネックになっているところをもう少し聞いて、先ほど石山先生がおっしゃっていたように、何かうまい形で進めることをしないと、直前にすぐばたばた

と来てしまうのではないかと若干不安を感じておりますが、そこはさっき石山先生にお答えいただいたので、適切に協働しながら進めていただけているとは思っておりますが、ぜひそこに気をつけていただけたほうがいいのではないかと。やはり減る率が非常に緩やか過ぎて、もちろん、今後のことを考えるとどこかでコストが安くなれば動く、あるいは技術が革新した瞬間に動くということも考えられますが、そこはお気をつけいただければと感じました。

一方で、周波数を共用される場所というのは、あまり強い意図がなくてもそのまま使われて、では、共用するということに対して互いに干渉しないのかというのは若干心配になる場所ですが、その取組の方向としてこの辺りはいかがでしょうか。

質問は、周波数共用の部分に対してほとんど動かない形で今後の展開を考えたときに、共用という観点から有効利用と言えるのかどうか少し気になったところなので、そこだけ教えていただければと思います。

○中川室長 ありがとうございます。周波数共用という意味合いで、一定の条件下でそれぞれ折り合うという形で仲よく使いましょうということにはなってしまうわけですが、つまりどちらかの利用が、例えば後から来たほうが想定よりも多く広がってということになってくると、そういう意味ではその中でさらに共用の条件が変わっていくということにもなってくると思います。

そうなったときに、当初ここにいた公共業務のような人たちが、いや、そんなはずではというふうなことになる、また周波数共用のやり直しみたいな形の部分はどうしても出てくると思います。今、現状でこういう形で書かれているので、そういう意味では今も使えるからそのまま使えるかなということで、まだそのまま使い続けるというようなところで、緩やかというのをおっしゃっていたのはそういうところもあるかと思います、今、周波数の共用という意味で言うとそこも非常に重要な観点ですが、また、さらにもう一つ重要な観点と

しては、そのまま使い続けられるかどうかは、メーカーさんが物を作ってくれるとか保守をしてくれるというところもあると思うので、その辺りをしっかりお伝えしながら、彼らにとっての利益につながるような取組、方向性と合わせてやっていきたいと思います。

御回答になっていますでしょうか。

○中野特別委員 回答のほう、どうもありがとうございました。質問があまり要領を得ないもので大変申し訳なかったのですが、やっぱり、押されないと変化しないというのは非常にポイントだと思いますので、ぜひメリットというのを強調していただければと思います。

以上です。

○中川室長 ありがとうございます。

○西村部会長 ありがとうございます。

それでは、若林特別委員、よろしゅうございましょうか。

○若林特別委員 御説明ありがとうございました。

私の質問も池永先生の御質問と全く同じでございまして、廃止のものについてなんです。池永先生が一番上の5GHzのほうを御質問されましたが、同じく廃止の方針が出ている60MHzのテレメーターに関して、これ、少しずつ減ってはいるようですが、これはやはり、廃止がいつまでというのが決まっているのか、教えていただきたいのと、それから、順次新たなシステムに移行予定と書いてあって、多分少しずつ移行しているんだと思いますが、もし期限があるとして、その期限に間に合いそうな勢いで進んでいるのか、その辺の見通しといいますか、教えていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○中川室長 ありがとうございます。この方向性としては、廃止の方向性で決まっているところではありますが、いつまでに、例えば5年とか10年という

ところが現時点では見通せるものではないので、無線を引き続き使いたい組織があつて、機器を供給できる企業があると、そのままの状況が続くということには、どうしてもなってしまいます。

もし、この60MHz帯で他の目的で使いたい組織が出てくると、また少し違う動きになると思いますが、依然として民間のサプライヤーの方がいて、需要があつてビジネスになる場合は、早急に何か動くということではない状況は続くと思っています。

ただ、方向性として、デジタルにさせていただいて周波数の有効利用につなげていきたいという思いはありますので、ここは引き続き御理解をお願いしながらやっていくかと思っています。

いろいろお話ししてしまいましたけれども、御質問に関して言うと、明確ないつまでというのは、この帯域についてはないという形にはなります。

○若林特別委員 そうしますと、5GHzのほうとは状況が違うということですね。

○中川室長 そのとおりです。

○若林特別委員 よく分かりました。どうもありがとうございます。

○西村部会長 どうもありがとうございました。

そのほか、追加の御質問等はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件議事は終了したいと思います。

中川室長、ありがとうございました。

○中川室長 ありがとうございました。

#### (4) 電波法及び放送法の一部を改正する法律案

○西村部会長 それでは、続きまして、議事の（４）電波法及び放送法の一部を改正する法律案に移りたいと思います。

まず、総務省の岸電波政策課企画官より資料の説明をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

○岸企画官 よろしくをお願いいたします。電波政策課企画官の岸と申します。

それでは、資料に基づきまして、今国会に提出をしてございます電波法及び放送法の一部を改正する法律案につきまして、説明をさせていただきます。

大きな改正項目は5つございまして、この有効利用評価部会と一番関係してくると思われるのが、この1番の新たな周波数割当方式の導入でございます。

我々、高い周波数帯につきまして、活用を促進していきたいという基本的な方向性を持っております。その背景といたしましては、やはり携帯電話を中心としてトラヒックが急増しておりまして、今は低い周波数帯中心に無線局が使われているわけですが、これを高い周波数帯の活用を促進することで、急増するトラヒックを吸収していく必要があるということ。

もう一つは、経済的な面から見ても、高い周波数帯の活用というのは、今いろいろなサービスが試行錯誤されている状況にございまして、この活用を促進することが、我が国の企業、メーカーなどの競争力の強化、あるいは持続的な経済成長に寄与するということが期待される、このような背景から、高い周波数帯の活用を促進したいと。

この背景の下で、6GHzというのを1つのメルクマールとしまして、そこから上の周波数帯については、多種多様なサービスを提供する人たちの中から最も電波に有効利用できるものを選ぶ割当て制度を導入しようということでありまして、その際には、今低い周波数帯で活用しておりますような同種のサービス間の計画を比較するという方式ではなくて、いろいろなサービス間の比較する指標として、その周波数帯に最も価値を見いだした者が最も電波を有効に活

用できる者であるといった価額競争の考え方を取り入れたいというふうに考えてございます。

これにより国に収入が入ってくるわけですが、得られる収入につきましては、先ほど申し上げました国の政策方針といたしまして、6GHzを超える高い周波数帯のさらなる活用促進という目的に資するように、高い周波数帯で既にいらっしゃる免許人の移行経費、あるいは共同利用のための改修等に充当できるようにすることで、円滑な周波数の割当てを実現していきたいと考えてございます。

大きな2点目、無線局の免許状等のデジタル化でございます。現在、電波法あるいは放送法におきまして、無線局を免許する際、あるいは基幹放送の認定をする際、紙の免許状、認定証というのを交付するという仕組みがございます。こちら、デジタル化の一環として廃止をいたしまして、免許人等が免許等の内容をインターネットで閲覧できる仕組みに切り替えてまいりたいと考えてございます。

あわせて、よりデジタル化を促進することで、行政の効率化効果、これを向上させるために、国、独立行政法人、そして携帯電話事業者に代表されるような規模の大きい免許人の方々を対象に、この出口の免許状の交付の場面だけではなくて、入り口の申請手続から一気通貫で電子化という仕組みを導入してまいりたいと考えてございます。

大きな改正項目の3点目、「電波利用料制度の見直し」でございます。電波利用料制度は、免許人が公平に費用を負担いただくことによって、総務大臣の進める共益事務費用を賄うという仕組みでございますが、こちらにつきまして、電波法で3年ごとに見直すとされてございますので、今回、その見直しの時期ということで改正をしたいと考えているものでございます。

共益事務の総費用につきましては、現在、年間約750億で推移してござい

ますが、向こう3年間のトレンドもここは変更ございませんで、料額の算定方法の大枠も変えてございません。ただ、個別の無線局に納めていただく負担の額、こちらが少しずつ変わってまいりますので、その料額の改定を行いたいと考えてございます。

あわせて、この共益事務の内容につきまして、大きく2点、見直しを図ってございます。

まず、携帯電話基地局の強靱化。昨年の能登半島地震におきまして、停電によりまして携帯電話の基地局が止まってしまうと。それで、人命救助に一番必要とされる最初72時間、この間が通信できない状態が生まれてしまった。これを大きな課題と捉えまして、そういう停電に対して強い基地局、つまり大容量の蓄電池みたいなもの、あるいは、断線してしまった場合に衛星回線に冗長化させる、このような設備投資を行う事業者に対して、新たに電波利用料で補助金を交付することができるようにするというのが1点目でございます。

2点目、特定周波数変更対策業務という共益事務、今でもございます。こちらにつきましては、例えば、自動運転のような新しい無線システムを入れたいので、既存の免許人さんに期限を区切って移行していただく、こういう計画を国が作った場合に、周波数の変更を余儀なくされる免許人に対して、その費用を支弁するという仕組み、これが今でもあるわけでございますが、冒頭申し上げましたとおり無線局の数が増えてきていまして、低い周波数帯中心に大変逼迫してございます。したがって、その周波数を変更する場合だけではなく、いわゆる共同利用する場合、このような場合にも、もともといらっしやった免許人は設備の改修などが発生いたしますので、それに対して電波利用料が充てられるようにする。あるいは、周波数の使用ではなくて、有線のブロードバンド環境に移行してサービスを継続する、こういった選択をした免許人の方々に対しても電波利用料を支出できるようにする、こういう見直しを図ってまいりた

いと考えてございます。

今申し上げました有線への移行の典型的な例といたしまして、この4番の放送の中継局の廃止ということが想定されています。放送につきましては、地デジが始まっておよそ15年が経とうとしておりまして、放送事業者一斉に設備更改の時期を迎えつつあるところではありますが、放送の中継局は、一番大きな東京スカイツリーのような親局から順々にリレーをして、最後、お宅のテレビまで届くという仕組みですけれども、その一番お宅に近いぐらいのところの中継局ですと、例えばカバーする世帯数がそうでもないけれどもコストがとてもおかかるといった事象がございまして、そういった場合には、例えばその放送事業者の判断といたしまして、その中継局を維持するよりも、やはり周りの有線の環境を活用したほうがコスト的に見合うといった場合も想定されております。そのような場合には、電波という観点から見ますと中継局がなくなりますので、電波の有効利用につながっていくということで、電波利用料を支出できるようにするというのが3番での御説明でございましたが、あわせて、テレビを御覧になっている方々に放送番組が引き続き視聴できる環境というのをしっかり整える努力を放送事業者に課して、最後の受信者を守るといった規律を併せて措置するというのが4番目でございます。

最後、その他の改正事項でございまして、近年の電波の利用シーンの拡大を踏まえまして電波法の規定の整備を行うものでございます。

細かく3点ございます。

1点目は、今、携帯電話の基地局というのは陸上に開設することを前提に制度が作られておりますが、近年、飛行機より少し上の高度、20kmから50kmぐらいの成層圏といったところに飛ばしまして、そこから基地局の電波を発射するという、これの実用化に向けた動きがキャリアのほうであります。それを踏まえまして、その携帯電話基地局の開設場所を「陸上」に加えて、「成

層圏以下の空域」を追加するというのが1点目でございます。

2点目、今の電波法におきまして、重要無線通信の保護のための区域指定の仕組みというのがございます。これは例えば、今申し上げた電気通信、携帯、あるいは放送、あるいは警察とか防衛の無線、気象、鉄道、電気、こういった業務が重要無線通信として法律に書いてあるわけですが、こういった通信を行う区域をあらかじめ指定をして、そこに地上に高層マンションが建つと電波が遮断されるおそれが出てくるので、届出をしていただいて調整できる仕組みというのがございます。近年は、地上だけではなくて水上に洋上風力発電のような工作物が建ってくる時代になりましたので、この保護区域を指定できる範囲、今、「地上」と書いてございますので、そこに「水上」を加えるというのが2点目でございます。

3点目は、条約改正に伴う改正でございまして、今、国際航海に従事するクルーズ船のような船舶には、人命救助のために陸上と通信する無線設備を積みなさいということが義務づけられておりましたが、条約が変わりまして、人工衛星通信する設備も積みなさいというふうになりました。これに合わせまして、電波法におきましても人工衛星と通信する無線設備を義務である無線局の範囲に追加をすると、このような規定の整備を行いたいと考えてございます。

なお、一番最初に申し上げました、いわゆるオークション制度の導入とこの有効利用評価との関係でございますけれども、多種多様な無線局、いわゆるいろんなサービスをやりたいという方が手を挙げてくることを想定している仕組みですので、結果として、いわゆる電気通信業務用の基地局をオークションを通じて開設するということが想定されるところでございますが、その場合、この有効利用評価の仕組みは電気通信業務用の基地局とそのほかの一般の無線局とで分かれていると承知をしてございます。この電気通信業務用基地局の今の評価の手法というのは、基本的には開設計画という計画をベースに評価の体系

というのが作られていると承知してございますが、オークションを経て電気通信業務用基地局を造る場合は、その開設計画というのはございませんので、新たにその評価の基準、方法というのを作っていただく必要が出てくると考えてございますが、これは個別具体的にオークションの際にどのような指針で作るかということに関わってまいりますので、個別具体的なその指針ができた後の段階で、また事務局と先生方と御相談させていただきながら、その評価の基準及び方法を作っていくことになるかと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○西村部会長 岸企画官、御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等はございますでしょうか。こちらも順番にお伺いできればと存じます。

笹瀬部会長代理、よろしくお願いいたします。

○笹瀬代理 よろしくお願ひします。

質問1点目、最初のこのオークションに関して、制度的にはこれからいろいろ検討していくということですが、2ページ目に記載の項目を見ると、多種多様なサービスを提供する者の中からというのが1つ目で、最も電波を有効に利用する者というのが2つ目で、それから、最も高い価額を申し出た者と3つ目となっていますが、これらは必ずしも方向性がそろっているわけではないと思います。

特に、電波を最も有効利用できる者というのは、ある意味ではなかなか難しいと思います。そういう面ではこのオークションに関して、総務省のお考えとして、周波数を有効利用に使ってもらいたいということを強調するのであれば、例えばミリ波に対しては、価格はなるべく低くてもとにかく使ってほしいということがメインになるかもしれないと。

質問は、これはオークションですから、売り切りになるのでしょうか。それ

とも、何年間を使うとか、そういう時限的に決める、それはまだこれからの話なのかどうかお伺いしたいです。売り切りになるということは、買ったものは逆に転売してもオーケーだとか、そういうことも出てくるので、総務省の考えとして、メインは何なのかというのがお聞きしたいです。

○岸企画官 御質問ありがとうございます。

まず直接的な御質問へのお答えとして、一番何を重視しているかという点、電波法の目的は電波の能率的な利用の確保でございますので、電波を有効に利用できる者を選ぶという割当方式を導入したい、これが一番の目的であります。

そのためには、価額競争、オークションの理論を取り入れるということになるわけでございますけれども、やはりその周波数帯の経済的価値を一番見いだしているということは、ちゃんと投資をして回収をして、そこでしっかり価値が生まれるんだと思っているからこそ値をつけてくれている、こういう発想に立って、今回、価額競争という仕組みを導入したいと考えています。

その上で、価額競争した結果、落札の効果でございますが、法律上、一定の期間は認定をします。認定には有効期間というのを設けまして、具体的には省令で定めることにしておりますが、原則として10年間ぐらいを念頭に、一定の期間その周波数を占有して、誰にも邪魔されずに免許を申請できるという地位を与えるという効果になります。

○笹瀬代理 分かりました。

もう1点だけ。4.9GHz帯の割当ても含めて、これまでは既存の免許人の移行費用も負担していますよね。今回は、移行費用を考えることになると、割り当てる周波数帯によっては値段がかなり変わってくるという理解でよろしいですね。

○岸企画官 御質問ありがとうございます。

移行費用につきましては、基本的には収入でもって国のほうで面倒見ていく

ということを基本の設計としてございます。ですが、やはり、いつ、どれぐらい既存の免許人がいて、いつ頃動けそうなのかという見通し、これによって、当然、その周波数帯の経済的価値の見立てというのは変わってくると思います。なので、なるべくその情報というのは、今対象とする周波数帯にこれぐらいの免許人がいてという話は、しっかり情報としては開示をして、その上でオークションを実施する、こういうふうになってくると考えてございます。

○笹瀬代理 分かりました。ありがとうございます。

諸外国ではいろいろオプションを使って、メリット・デメリットはかなり見えていると思うので、そういう意味で日本は後発ですから、よりいいシステムができると思います。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○岸企画官 ありがとうございます。

○西村部会長 ありがとうございます。

それでは、池永特別委員、よろしく願いいたします。

○池永特別委員 私もこのオークションの部分ですが、先ほどの笹瀬先生とほとんど同じ質問で、価格以外の制約条件と申しますか、最低条件のようなものというのは何か設定されるのでしょうか。その辺りも、制度としてどのぐらい決まっているか、もしお答えいただけるものがあれば教えていただけますか。

○岸企画官 御質問ありがとうございます。

法律上、オークションを実施する場合には総務大臣があらかじめ指針を作るということを決めてございます。この指針に書く内容といたしまして、幾つか法定をしてございまして、1つは参加者の資格、典型的には電波法で欠格事由がある人は参加できませんとか、あるいはほかの公共入札系であります反社会的勢力である人は入札できませんとか、そういった参加資格で最初のハードルがあります。

逆に言うと、それ以外のハードルは極力低くしたい。その何年までに幾つ基地局を打ちなさいと、そういういわゆるエリアカバー的な条件というのは極力なくしたいという発想です。

一方で、全く何も基地局を打たないというのは電波の有効利用との関係で問題なので、最低限、いつまでには開設を始めてくださいという開設の期限、あるいは、その条件というのがありまして、例えば、技術はこういうふうなものにしてくださいとか、場合によってですけれども、それぞれ国際周波数上の制約とかも出てくると思いますので、そのような最低限の条件というのはかける、こういう仕組みにしてございますが、具体のオークションにどのような条件を設定していくかということにつきましては、今後の検討に委ねられている、こういう立てつけにございます。

○池永特別委員 分かりました。ありがとうございます。

もう一つ、今、いつまでに何局とか、エリアカバーというのは、具体的には決めないということですが、サービスを提供されるエリアというのは、全国を対象にサービスされる方を想定されるのか、それとも、ある特定の地域だけでのサービスを提供するようなケースというのも想定してこれは進められるのでしょうか。

○岸企画官 御質問ありがとうございます。

いずれも想定しておりまして、制度上はいずれも排除していません。割当政策一般ですけれども、やっぱり周波数を決めたら、そこで利用意向調査というのをちゃんと踏んで、どういう配分にして、どういうふうに割り当てるかを決めていきますので、それによって全国がいいのか、地域である程度限定してやるのか、このようなことを考えていくということになってまいります。

○池永特別委員 分かりました。ありがとうございます。

そのほかの改正内容、一通り御説明いただきましたけれども、いずれも今必

要な内容かなと思いますので、このまま進めていただけるといいかなと思いましたが、

以上です。

○岸企画官 ありがとうございます。

○西村部会長 ありがとうございました。

それでは、石山特別委員、よろしくお願いいたします。

○石山特別委員 私からは、オークションのところは別の会議で勉強させていただいておりますので、それ以外のところに関しましても、今日お伺いいたしまして、特に私からお伺いしたりコメントしたりすることはございませんでした。

以上です。

○西村部会長 ありがとうございました。

それでは、眞田特別委員、よろしゅうございましょうか。

○眞田特別委員 御説明ありがとうございます。

免許状のデジタル化の件ですが、免許状を紙で印刷していた理由の1つは、無線機を設置している場所に免許状を掲げて、ちゃんとしたオペレーションを行っているということを明示する義務がたしかあったはずだと思いますが、これをデジタル化するときはどうするのでしょうか。何か要請があった場合に画面で見せればいいのか、そういう形なののでしょうか。

○岸企画官 御質問ありがとうございます。

電波法上は、免許状を掲示しなさいという義務は実はありませんで、現在、省令で運用として提示しなさいということにしております。

これに代わる措置は必要ないのかという御質問だと思いますが、今おっしゃられたとおり、免許状自身は基本的には免許人自身が閲覧できるものでございまして、それは本人が、例えば閲覧している画面をほかの人に見せるというこ

とは問題ありませんし、いわゆる、仮にオフラインの環境で見せなければならぬといった場合にも対応できるように、これは運用で今後考えてまいります。例えばPDFなり、ダウンロードできて保存できるようにしておくとか、そのような形で、既存の運用となるべく変わらないように、これから工夫をしていきたいと考えてございます。

○眞田特別委員 なるほど、分かりました。ありがとうございます。

○西村部会長 ありがとうございます。

それでは、中野特別委員、よろしゅうございましょうか。

○中野特別委員 御説明どうもありがとうございます。

オークション方式については、もう既に池永先生、石山先生、笹瀬先生から御質問が出ておりましたので、私も無線局の免許状などのデジタル化についてお伺いしたいのですが、無線局、人数の多いところもあるかと思えますけれども、これ、過去からのものもデジタル化して、幾つかの機関とかあったりするかと思えますけれども、過去に取った人も含めてオンラインという形になるということによろしいのでしょうか。

○岸企画官 既存の免許人もという御質問ですよね。

○中野特別委員 はい。

○岸企画官 おっしゃるとおりでして、今、現に免許を持っておられる方も一斉にデジタルに切り替えることになります。

○中野特別委員 もうそうだと、申請された後オンラインにつながらない方もいらっしゃるのではないかと思って、若干そこが心配でしたが、そこら辺の移行はこれからの実施方式によるかと思えますので、なるべく丁寧によろしくお願いいたします。

○岸企画官 承知いたしました。ありがとうございます。

○中野特別委員 以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

それでは、若林特別委員、よろしゅうございましょうか。

○若林特別委員 御説明ありがとうございました。

私のほうからの質問は、少し答えにくいかもしれませんが、なかなかはっきりは言えないというのは承知しているのですが、例えばこのオークションの部分、最も法律案が順調にいった場合の今後のスケジュールの見通しというのでしょうか、タイムラインというのでしょうか、ざっくりしたところでも構いませんので、もし言えるところがあれば教えていただきたいのですが、よろしくお願いたします。

○岸企画官 御質問ありがとうございます。

今、総務省のほうで出しております最新の周波数再編アクションプランの中におきましては、26GHz帯と40GHz帯、これは国際的に5Gに割り当てるということは決められているところですが、ここにつきまして、令和7年度を目途にこの価額競争をやっていくという計画を立ててございますが、実際には、おっしゃられたとおり法案なので、国会でいつお認めいただけるかということと、お認めいただいた後に、具体的な利用意向調査というのをやってまいります。その調査結果なども踏まえながら、具体的な周波数帯とか実施時期を検討していくというのが今の状況でございます。

○若林特別委員 ありがとうございます。そうしますと、一応、令和7年度目途とはなっているけれども、その辺はまだ流動的という理解でよろしいということですかね。

○岸企画官 今後の流れ次第だというふうに考えてございます。

○若林特別委員 承知しました。どうもありがとうございました。

○西村部会長 御説明ありがとうございました。

私のほうからも、特に先生方からも、オークション制度に関しては非常に関

心の高いところだと思っております。可能な限り、今後の状況にもよりませけれども、適宜情報共有をこの場でしていただく、あるいはもう少し詳細な御説明、今ありましたとおり、利用意向の調査を前提とした形で実施方針が定められてくると思いますし、その実施方針の中に様々な諸条件、制約条件が定められてくると思いますので、そこら辺の制度的な枠組みも、分かり次第、あるいは検討中でも結構でございますので、ぜひ教えていただければと考えております。御高配いただければと思います。よろしく願いいたします。

○岸企画官 承知いたしました。ありがとうございます。

○西村部会長 そのほか、追加の御質問等はよろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。それでは、本件議事は終了をしたいと思います。岸企画官、御説明どうもありがとうございました。

○岸企画官 ありがとうございます。失礼いたします。

○西村部会長 失礼いたします。

それでは、この後の議事につきましては、評価に関する議事を予定しておりますので、事務局におかれては、総務省関係者の退席の対応をよろしく願いいたします。

○宮良幹事 事務局、承知いたしました。

それでは、総務省の関係者の方は御退席をお願い申し上げます。

総務省関係者の退室が完了いたしましたので、御報告いたします。西村部会長、議事の再開をお願い申し上げます。

#### (5) 有効利用評価の進め方

○西村部会長 それでは、議事を再開いたします。

議事の(5)、有効利用評価の進め方について、事務局より説明をお願いいた

します。

○宮良幹事 事務局でございます。

それでは、資料４３－４に基づきまして、有効利用評価部会の当面のスケジュール（案）を御説明申し上げたいと思います。

こちらのスライド、上側の表につきましては、親会と部会の全体的な流れ、下側のオレンジの表でございますけれども、こちらは部会の各会の日程及び主な議題案をお示ししてございます。

また、左上に四角枠囲みで記載してございますけれども、全般的に青字の部分につきましては携帯電話等に係る議題、緑色につきましては携帯電話等以外、本年度につきましては、先ほど御報告ありました各種無線システムの７１４MHz以下及び公共業務用に係る議題が緑となります。

本日は、上側の表に基づきまして、まず緑色の部分について流れを御説明いたします。

一番左上、親会の３月７日におきまして、令和６年度の調査結果の報告が行われており、下側矢印、本日３月２１日の部会におきまして、先ほど全体的な報告があったところでございます。

この後の部会につきましては、次回４月３日でございますけれども、総務省より重点調査の詳細報告を予定しております。本日、都道府県防災行政無線の関係の報告ございまして、御質疑、多々ございましたけれども、次回につきましては、本日の資料における別冊１が、重点調査、例えば局種別に詳細調査した結果などが示されておりますので、その詳細報告を予定させていただいております。

その次の部会、４月２４日におきましては、重点調査の評価案の御検討をお願いしたいと考えております。また、そのほか、総務省より７１４MHz以下の区分の①から③、区分３つの詳細報告及び公共業務用につきましても詳細報

告を予定しております。

なお、公共業務用につきましては、本日の担当課からの説明にございましたとおり、2局増加したようなシステムについてその理由なども含めた報告、また、システムごとの詳細報告を公共業務用では予定しているところでございます。

続いて、5月15日の部会におきましては、これら区分①から③と公共の評価案の御検討、また、総務省からの最後の報告といたしまして、総通ごとの詳細報告を予定してございます。

その次の6月12日の部会におきまして、評価結果案の全体の取りまとめをお願いしたいと存じます。

その後、上側矢印でございますけれども、6月23日の親会におきまして御審議後、約1か月間の意見募集、また下側の矢印、部会の部分でございますが、8月6日の部会におきまして、意見への考え方を御検討の上、また上側に戻りますけれども、親会の8月20日におきまして、最終的な評価結果の公表といったスケジュール案としてございます。

続いて、青字の携帯電話及び全国BWAの関係でございます。

こちら一番左上から、親会の3月7日におきまして、令和6年度の評価結果案につきましては、御審議の後、当日公表を行ってございます。また、有効利用評価方針の改定案につきましては、御審議後、現在、意見募集を行っているところでございます。本件の意見募集に対しまして、提出された意見の考え方の案につきましては、青い矢印でございますけれども、部会の5月15日におきまして意見の考え方を御議論いただき、上側矢印、親会5月26日にて御審議後、改定案の公表といったスケジュール案とさせていただいております。

簡単ではございますが、御説明は以上となります。

○西村部会長 どうも御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。この点は順番ではなく、何かお気づきのことがございましたら、挙手またはミュートを外していただきまして、御発声いただければと思いますが、いかがでございましょうか。

それでは、このような当面のスケジュール、御説明いただいたとおりで進めさせていただくということで御賛同いただいたものとして取り扱わせていただければと思いますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、今後、当面の間このスケジュールに沿って進めていきたいと思えます。ありがとうございます。

最後に、今回の部会の資料等の取扱いにつきましては、今後、評価を行い公表するまでの間、審議内容については慎重に取り扱う必要がありますことから、本日及び次回以降の部会の資料及び議事録は、評価後に公表させていただきたいと考えております。

議題や議事要旨につきましては、部会終了後、準備が整い次第、速やかに公表することといたしますので、事務局におかれましては、御対応のほどよろしくお願い申し上げます。

○宮良幹事 事務局でございますが、承知いたしました。

○西村部会長 よろしく願いいたします。

## 閉 会

○西村部会長 本日の議事は以上となります。

それでは、最後に事務局から事務連絡等はございますでしょうか。

○宮良幹事 事務局でございます。

連絡事項が1点ございます。次回の部会の日程でございますが、次回の部会

につきましては、4月3日の15時からを予定させていただいております。

以上でございます。

○西村部会長 ありがとうございます。

今回は4月3日木曜日、15時からということで、先生方、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、本日の有効利用評価部会を閉会したいと思います。議事進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございます。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、失礼いたします。